

## 教育課程連携協議会 概要

本学は、学校教育法第九十九条第三項及び専門職大学院設置基準第六条の二の規定に基づき、その高度の専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るため、教育課程連携協議会を設置している。

### ■ 構成員

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の課程に係る職業に就いている者、または当該職業の実務に関し豊富な経験を有する者
- (3) 本学の教員その他の職員以外の者であって学長等が必要と認める者

### ■ 審議事項

教育課程連携協議会は、次の各号に掲げる事項について審議し、学長等に意見を述べる。

- (1) 産業界等との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項
- (2) 産業界等との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項